



2020年12月1日

各 位

会社名 株式会社ヨコオ  
代表者名 代表取締役兼執行役員社長 徳間孝之  
(コード番号 6800 東証第1部)  
問合せ先 取締役兼執行役員専務 深川浩一  
(TEL 03-3916-3111)

当社に対する特許権侵害訴訟の判決(第二審)に関するお知らせ

当社は、2020年3月24日付公表の「当社に対する特許権侵害訴訟の判決に関するお知らせ」において、原田工業株式会社が当社に対して提起した特許権侵害訴訟の第一審判決についてお知らせしていましたが、本日、第二審である知的財産高等裁判所より判決が言い渡されましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 言い渡しのあった裁判所及び年月日

裁判所：知的財産高等裁判所

判決日：2020年12月1日

2. 訴訟の経緯

当社が製造し国内で販売する車載アンテナ製品の一部が原田工業株式会社（以下、「原田工業社」といいます。）の保有する特許権（以下、「本件特許権」といいます。）を侵害しているとして、2014年10月28日付で原田工業社より提起された訴訟については、2017年1月17日付公表の「和解による訴訟の解決に関するお知らせ」でお知らせしたとおり、当社と原田工業社の間で和解に至っております。

その後、2018年2月22日に原田工業社より、上記の和解の対象外であった当社製車載アンテナ製品（1品番）が本件特許権を侵害するとして、その製造・販売等の差止め等及び損害賠償を求めて東京地方裁判所において特許権侵害訴訟が提起されましたが、2020年3月24日付「当社に対する特許権侵害訴訟の判決に関するお知らせ」にてお知らせしたとおり、同日付で東京地方裁判所より、原田工業社の請求を棄却するとの判決が下されました。原田工業社は当該判決を不服として、2020年4月6日付で知的財産高等裁判所に控訴しておりました。

3. 判決の内容

知的財産高等裁判所は、本件特許権（上記和解に含まれる特許権）は特許無効審判により無効にされるべきものであるから、本件特許権を行使することができないとした東京地方裁判所の第一審判決を支持し、原田工業社の請求を棄却しました。

4. 今後の見通し

本判決による当社の業績に与える影響はありません。

今後、開示すべき事項が発生した場合には、速やかにお知らせいたします。

以 上